

○児玉参事官補佐 それでは、1時を回りましたので、ただいまから「第32回民間資金等活用事業推進委員会総合部会」を開催させていただきます。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室で参事官補佐をしております児玉と申します。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は8名のうち、5名の委員に御出席いただくことを予定しております。

現時点において、C委員が遅れて参加される予定となっております。

現時点では、民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項及び第3項に規定いたします会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりませんが、同委員が出席された時点で部会が適法に成立すると見込まれるということをお報告申し上げます。

それでは、今後の議事につきまして、宮本部会長をお願いいたします。

○宮本部会長 それでは、進めさせていただきます。

現時点では、1名御出席ではございませんけれども、C委員が来られた段階で部会として成立するというので、それまでは懇談会という形式で進めさせていただきたいと思っております。

前回の総合部会におきまして、事務局からガイドラインの基本的方向性について説明していただいた上で御議論いただきました。

また、前回の総合部会の後、委員、専門委員の皆さんのところに御意見の聴取をさせていただくとともに、事務局にてパブリックコメントを実施しております。これらの御意見、御議論を踏まえ、前回、御説明いただいた段取りに従い、事務局にガイドラインの案をまとめてもらいました。ガイドラインの案につきましては、事前に委員、専門委員の皆様にお配りさせていただいております。

議論を効率的に進めるため、まず1「資料4 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」、2「資料5-1 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（案）」、3「資料6 契約に関するガイドライン（案）」をそれぞれ分けて、まず1番目の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」につきましては14時ごろをめぐりに、2番目の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（案）」につきましては14時半ごろまでをめぐりに、3番目の「契約に関するガイドライン（案）」につきましては、14時55分ごろまでをめぐりに、それぞれ事務局からの説明に引き続いて議論していただきたいと考えております。

今日も盛りだくさんでございますので、何とぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、まず「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○児玉参事官補佐 それでは、説明をさせていただきます。

前回、御議論をいただきました基本的方向性を、それぞれガイドラインという形でまとめさせていただきました。前回の総合部会の場でいろいろと御指摘いただきまして、もの

によっては個別に委員、専門委員の方々にもう一度こちらから御相談させていただきながら、あるいは有識者の方々にも、再度意見聴取をしながら、案という形でまとめさせていただきます。

それでは、まずは公共施設等運営権について、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）ということで、資料4を御覧になっていただけますでしょうか。

6ページ。こちらが「運営権制度について」ということで、全体を通しての運営権の概要をまとめさせていただいておりますので、こちらを中心に説明をさせていただければと思います。

まず6ページの左上のところ、「1.ポイント」と書かれている部分でございます。こちらには、そもそも運営権制度とはどういうものかということについて簡単にまとめさせていただきます。

運営権は、利用料金を徴収する公共施設等について、当該施設の運営を行う権利を民間事業者に設定するものと記載しております。

運営制度というのは、民間事業者による自由度の高い事業運営というのを可能にするものであるという特色を（1）～（3）に分けて書かせていただいております。個別の論点の概要は、2の「留意事項」というところにまとめております。「実施方針」「民間事業者の選定」「リスク分担」という形で並んでおりますけれども、前回、総合部会で提出させていただいた基本的方向性は、基本的に全てここに盛り込まれており、さらに御指摘いただいた点についても反映させていただいていると考えております。

まず留意事項のところ、2つ目の鍵括弧になりますけれども、「民間事業者の選定」というところでございます。

「民間事業者の選定」のところ、まず運営事業者の選定をどうするのだということでございますけれども、企画競争あるいは公募型プロポーザルですとか、そういった競争性のある随意契約の活用というのが一義的には考えられるのだということをご明らかにしております。競争性のある随意契約を採用する必要が認められない場合について、総合評価一般競争入札による事業者選定が考えられるとしております。

それから、（3）の部分ですけれども、求められる事業ニーズを達成する手法が幅広く存在し、管理者等においてあらかじめ要求水準や手法を特定することができない場合等においては、いわゆる競争的対話方式の活用が考えられるということで、ここで明記させていただきます。

ただ、競争的対話方式ですとか、いわゆる競争性のある随意契約については、運営権に限られるものではございませんので、これは後ほどプロセスガイドラインの御説明をさせていただく際に、別途詳しく説明をさせていただければと思います。

前回の総合部会で、情報開示についていろいろと御指摘を受けたところでございます。これにつきまして、プロセスにおける情報開示につきましては、また別途プロセスガイド

ラインのところで説明をさせていただければと思っておりますけれども、例えば、16ページの「3 民間事業者の選定 (4) 運営権対価の提案に必要な情報の開示可能性」というところで、例えば2の(2)積算に使用する工数等予定価格に関連した情報は開示されている例もございますので、予定価格そのものでなければ、詳細な収支等を提示することは十分可能だと考えています。さらに、(3)で公表できるものについては、できるだけ速やかに公表することが望ましいということで、情報公開の重要性についてここで述べさせていただきます。

6ページに戻っていただきますでしょうか。

こちらで「リスク分担」について記載しております。実施契約は、運営事業に係る責任とリスクの分担その他実施契約の当事者の権利義務を取り決めるものです。リスク分担の内容が運営権に係る契約当事者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるのだから、曖昧さを避けなければならないということを書かせていただきました。

17ページでございます。2の「留意事項」のところで、先ほど述べました点も含めて、きめ細かく書かせていただいております。特に、例えば(4)の部分でございますけれども、不可抗力リスクについては、事業の特性に応じてよく官民間で協議して、そのリスクを分析した上で適切なリスク分担を図っていただきたいということを記載しております。保険でカバーできる範囲については、民間事業者の負担とすることも考えられるということも、ここで言及させていただきます。

18ページの「利用料金」についてでございます。基本方針に書かれている部分もありますが、そもそも運営事業というのは民間事業者の自由な運営に委ねることが基本でございますから、2(1)のアの部分で、運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要なのだということを記載しております。

ただし、不当な差別的取り扱いをするものではないということや、利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないということに留意した上で、料金を定めていただくという基本理念を掲げております。

次の部分についてでございますけれども、基本理念は前述のとおりであっても、個別法に料金に関する規定がある場合がございます。こういった場合には、当該規定に従って所定の手続を行った上で、併せて届出を行っていただくということを記載しております。

逆に、個別法での料金に関する規定がない場合は、PFI法上は料金は届出ということになっておりますので、実施方針等で料金に関して必要な事項を定めた上で、その定めに従って民間事業者は利用料金を定め、届け出ていただくということでございます。

(4)のところで改定する場合の取扱いについても、基本的には個別法に料金の規定がある場合、ない場合で新規の場合と同じ手続になってまいりますけれども、こちらに書かせていただいているというところがございます。

次に「土地等の賃貸借」のところでございます。そもそも運営権者が公共施設等を運営するに当たって、特段の事情がない限りは、実施契約、運営権の設定というもので足りる

のだという基本原則を掲げつつも、運営権者が、運営事業の一環として、管理者等の所有する建物の一部をテナント等第三者に貸し付けるためには、運営権者が当該建物の賃借権を得た上で貸し付ける、すなわち転貸する必要があると考えられるということを、運営権制度のところで簡単に述べさせていただいております。

詳細につきましては、19ページの中に、例えば、運営事業の一環として貸し付けるためには、実施契約と併せて賃貸借契約をあらかじめ締結しておくということが考えられるのだということを、19ページ6の2の(5)付近に記載しております。

続きまして、7ページに戻っていただきまして、「運営権対価」の部分でございます。運営権対価というのは、実施契約で管理者等・運営権者の間で定めた金額なのであるということが記載されております。対価の算出方法については、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したものの等の合理的な手法が考えられるということを書いております。

もうけ過ぎ批判という御指摘を部会長から前回も頂いたところですけれども、それに対しては2点あると考えておりまして、20ページに行ってくださいませでしょうか。(8)運営権対価とは別途、実施契約の中にプロフィットシェアリング条項を設けることが考えられるというところがございます。もうけが大きい場合には、きちんと公共と運営事業者の間でシェアをするという条項を置くということも考えられるということで、もうけ過ぎ批判というものに対しては、ここであらかじめ予防線を張ることも可能なのではないかと考えております。

もう一つは、株式の譲渡の際のいわゆるキャピタルゲイン的なもうけはどうするのかという話ですけれども、これは後ほど株式の流動化の話を、契約ガイドラインの御説明のところさせていただきませますので、その際にまた改めて御説明をさせていただければと思います。

7ページに戻っていただきませると、「運営権の設定」のときに、どういったことに留意が必要なのか、どういった性質を持っているのかということで、建物の増改築部分に既存の運営権を及ぼすことはPFI法上許容されていると考えられると記載しております。増改築が行われる場合については、当該増改築部分に既存の運営権が及ぶときは、新たな設定手続は不要という部分でございます。

運営事業は、事業期間、内容等を踏まえて、リスクを定量的に把握・分析することが重要です。しかし、そうは言っても、運営事業は新しいものだということもございまして、必ずしも定量的に評価できないリスクというのが一定程度存在することというのは考えられるところがございます。定量的評価でVFMが出ない場合であっても、定性的評価によって、総合的にPFI事業として、運営事業として実施することも考えられるということで、定量的評価が望ましいとしながらも、それだけに限定してはいないということでございます。

「運営権の設定」の(13)のところ、いわゆる指定管理者との関係を整理させていただいております。運営権の設定と指定管理者の指定を同一の者に対して同じ内容で行うこ

とが可能であるということであり、ここの内容の詳細につきましては、それぞれ例えば利用料金についてや取消しの場合どうするのだというあたりを26ページに全部まとめて書かせていただいております。

ここは羈束裁量行為とか、古い表現が基本的方向性のところに残っていたところですけども、そういった箇所については改めさせていただいております。

「モニタリング」でございます。7ページにて簡単に説明させていただきますと、運営事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、専門家による調査と調査報告書の提出を求めるということを規定することも考えられるということを書いております。

その他、きちんと法律に基づいてモニタリングをするようにという内容が本文中には書かれております。

28ページの「更新投資・新規投資」のところでございますけれども、いわゆる新設工事や施設等を全面除却し再整備するときは運営権が物権となっているところから派生するところでございますけれどもPFI事業等として、建物を作った後に運営権を設定するということが考えられるとしております。

その点、例えば28ページあたりに、ちょっと読み上げていると時間がかかってしまいますので省略させていただきますけれども、PFI法で言うところの「建設」「改修」についてや、PFI法において運営事業に含まれる運営等が何なのかということや「2-1. 運営権に含まれる業務の範囲について」で整理をしております。

続きまして、株式、債権の流動化でございます、これにつきましても、基本的には契約ガイドラインのところでお説明をさせていただければと思いますけれども、運営事業はかなり大規模になることが想定されるものですから、規制は適切な事業実施を図る上で必要最小限とすることが必要であるということを書いております。本文で言うと31ページになります。

次に8ページでございます。運営権は、移転に要件を課す場合には、運営権を移転することができるという法の趣旨に鑑みて、移転に関する条件をあらかじめ実施方針に記載しておかなければならないということに記載しております。また、逆に、あらかじめ移転に関する条件を記載しておかなければ、PFI法上は移転を認めなければならないということも記載しております。

取消しについてでございます。まず公益上の必要性によって取り消す場合は、しっかりと比較考量をした上で、慎重に行うようにということを書いております。

では、実際に取り消したときはどうするのだという話でございます。本文の36～37ページを御覧いただけますでしょうか。こちらに取消しのときの補償に対する考え方を書いております。(1)のところ、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれるということを書いてございます。

では、それだけなのかというところでございます。運営権というのは正に運営する権利

ですので、営業補償の考え方が一番近いということです。それでは、そもそもその中に何が含まれるのかということですが、当然個別具体の事業の例にはよって異なるのでしょうけれども、「のれん」等の営業上の諸利益も考えられますし、例えば運営権者が設置した施設や利用者のために仕入れたものの残品は当然補償されると考えられます。

それから、運営権者の転業を前提として、転業までの期間中に営業をしていれば得られたと見込まれる収益ということで、まず営業補償の場合に、こういったものが当然考えられますということに加えて、(6)の部分で、運営権を一括であらかじめ運営事業期間中の運営権対価を管理者に支払っている場合が想定されます。そういった場合で、途中で運営権が取り消された場合は、これは当然のことではあるのですが、すでに運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分については、運営権者に対して支払い、一種の払い戻しをするということを記載しております。

運営権対価はある意味、事業期間の収益見込みを立てて算出されるものですから、正に得べかりし利益の一端というものをしっかりと返すべきだということでございます。

さらに加えて、取り消した場合に、管理者の側から運営権者に対して支払うことはこれでもう尽きてしまうのかということでございますけれども、(5)の部分なのですが、運営権者と管理者の側でしっかりと合意をすれば、当然これ以外のものについての補償等を決めることは当然考えられるので、それは管理者と運営権者の間でしっかりと契約で決めるべきということを記載しております。

最後になりましたが、運営事業が終了したときについてでございますが、これも時間の関係で簡潔に説明させていただきます。

8ページに書いてありますが、そもそも契約の中で増改築をすると言っていた部分は、おそらく最初の運営権対価の算出のときに、そういったことも含まれて価値の評価というものがなされると考えておりますが、そうではなくて、運営権者が任意で行う増改築、これも、管理者等との間できちんと合意をなした上でということが当然の前提になろうかと思っておりますけれども、何らかのバリューアップを図られた場合について、バリューアップが図られた部分については、新たに選定された運営権者や管理者等が増改築を行った元の運営権者に対してバリューアップ相当分の時価の全部または一部を支払うということが考えられる旨記載しております。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○宮本部会長 どうもありがとうございました。

前回の基本的方向性をガイドライン(案)に取りまとめでいただいております。

前回いただいた御意見等あるいはパブコメ等の御意見を踏まえて、ここまでとりまとめていただいておりますけれども、御意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

H専門委員、お願ひします。

○H専門委員 多くの説明ありがとうございました。3～4点ちょっと簡単に。

解約のときの補償といえますか、お金を払えるというところの先ほどの36ページ以降のところで確認なのですが、先ほど、最後の（5）のところの実施契約でそれ以外のものもできるということですので、例えばあらかじめ決められた方式でエクイティリターンを返すとか、デットの調達部分、要は資金調達サイドに注目をして補償というのか、金額を確定するというのをおそらく考えると思うのですが、それも（5）のところで読み込めるということでもいいということですね、というのがまず1点目の確認。

あと、38ページ、運営事業終了の場合の、これはいろいろ場合分けがあって、2の（2）の①と②、②のところは、運営権の範囲外の新設の評価というので、要は運営権者が所有権を持っているというパターンのお話だと思うのですが、（2）①のイ「管理者等が買い取ることとする場合」については、これも終了時に管理者等が買い取ることを、あらかじめ算定方法に従い行うということなのですが、これは要は管理者等から金が出るということなのですが、将来的に予算措置をしてというか、債務負担をしてという、地方自治体や国の場合にはそういうあらかじめの設定が必要なのか、そこもまたフレキシブルにできるのかというところが2点目です。

それから、少し戻って、増改築のところもかなり整理していただいていると思うのですが、29～30ページのところなのですが、29ページの（4）のところで、全面除却云々のところの①②というところがあるのですが、みなし物権にしているからということだと思うのですが、所有権がなくなってということなのですが、②のところで平面的規模の大幅な拡大などにより、施設の立地、すなわち住所に変更が生じる場合も考えられると記載があります。この場合は、登録事項に変更が生じるため、要するに新たな運営権を設定すべきと記載してあるのですが、例えば、割と大型の空港とか、そういったところだと、登録の内容幅をもって書いてあって、住所等もざっくり書いてあると思うのですが、その場合に古いターミナルを廃止すると同時に若干横に、例えばLCCターミナルをつくるというぐらいであれば、必ずしも運営権の再設定は必要ないのではないかと考えているのですが確認です。

また戻って25ページのところなのですが、（4）の「③複数の公共施設等に一の運営権を設定する場合」ということなのですが、これは複数の施設をまとめて設定して運営権設定をする場合だと物理的に離れていると、別々に運営権を設定してくれということでしょうか

最後になりますけれども、21ページ2-4のところですが、要は10条の7に規定する費用以外の金銭の負担を実施契約に基づき運営権者に対して求める場合。これはいろいろなパターン、先ほどのプロフィットシェアリングなどもありますし、場合によってはロスシェアリングもあるのかもしれませんが、ここですと、費用を徴収すると同様に、実施方針及び実施契約に規定し、その内容を公表すると記載があります。ここは後でおそらく御議論されると思うのですが、選定の方式とも関係すると思います。実施方針自体にはざっくり書いてあるのか、書いていないのか、要は最終的な契約の中で合意して、例

えばプロフィットシェアリングなどにすれば、その後に公表すればいいということですか。一番最初の実施方針のときに、必ずしもそのアイデアがあるかは不明ですから。これは実施方針及びと書いてあるので、そのところを確認したいと思います。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。5点ございました。お願いします。

○児玉参事官補佐 順を追って説明させていただきます。

まず、損失補償の場合、エクイティリターンとかデットの調達分というところがございます。これはまさに御指摘いただいたとおり、契約で合意をすることができれば当然含まれるというところがございます。

それから、38ページの部分でございます。これも合意することができれば、当然フレキシブルに対応していただいて差し支えないところがございます。

それから、29～30ページのところで、住所はどのなのだということがございます。

これも、例えば何丁目何番地何号まで最初から書いてしまうと、おそらく細かい再設定が必要となってしまうでしょうから、そこは個別法でいろいろと決まっている場合は、個別法も参考にしながらでしょうけれども、増改築をしても、住所に反映しないような登記をしておけば、そこは登録簿上は問題はないと考えております。

続きまして、25ページ2の(4)の③の部分でございます。これは複数であっても、ものとして全然違うものであるとなってしまうと話は別ですが、別に複数のものに対しても、1の運営権を設定するということを否定しているものではございません。仮に、別々に設定した場合でも、実施契約等を一つの施設でまとめてやることによって、一体的な運営というのは可能ではないかということを、なお書き以下において書かせていただいているところがございます。

5点目、21ページの部分でございますけれども、これも実施方針で全て決めろということではなくて、最終的な選定プロセスを経て、最後は実施契約のところで合意をすればそれで構わないと考えております。

以上でございます。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

H専門委員。

○H専門委員 1点だけ。25ページのところは、複数空港など、場所が離れていても機能が同じであれば、やるかどうかは別として、1つの運営権の設定も可能だし、2つで設定して同時に1つの実施契約の中で出すのも可能であるという御趣旨でよいか、確認です。

○児玉参事官補佐 御指摘のとおり、個別法上の取り扱い等々を含めて通念上1つとして考えられるのであれば、一のものとして設定していただくことも可能です。正におっしゃるとおりだと理解しております。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

その他御質問、御意見等頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

この前頂いた御意見は、かなり反映していただいているとは思いますが。N専門委員、

お願いします。

○N専門委員 3点ほどあるのですが、まず第1点として、これは確認あるいはお願いなのですが、前回の委員会からいろいろ修正してドラフトを頂いておまして、その間にメールで意見聴取もしていただき、そういったものも、今回、反映されて修正されたと思います。

こういった皆さんからどのぐらい意見、質問が出ているか分かりませんが、それはこういった委員会の議事録と同じように、内閣府のホームページ等々で公開、公表していただければと思いますが、その点は大丈夫でしょうか。

○児玉参事官補佐 それはおそらく、委員の皆様とのやりとりを公表するというのは前例がないと思われまので、そこの部分は預からせていただければと思います、

○N専門委員 お願いの趣旨は、前回からそれを反映して変わっている部分がありますので、どうして変わったかという理由だとか経緯が明らかになったほうが、後々これを解釈する上でも役に立つのではないかという趣旨です。

○宮本部会長 大変重要なことだと思いますので、後ほど御検討の上、前向きにお考えください。よろしくお願いします。

○N専門委員 それから、質問が2点ほどあります。まず民間事業者の選定という項目で、6ページの留意事項の(2)に「企画競争、公募型プロポーザル等競争性のある随意契約の活用が考えられる」という表現がありまして、それを受ける形で19ページに記載があるのですが、これは、今、申し上げましたが、この委員会に至る前に、事務局において各委員とメール等のやりとりで意見聴取されたということの中で、実は私のほうから質問させていただいた項目ではあるのですが、13ページの「民間事業者の選定」というところで、2の(2)ですが、ここでは管理者のみでは、特定することが困難であり、幅広い提案を求める必要があるので、いわゆる競争性のある随意契約によることが考えられるという、もう少しかみ砕いた説明があるのですが、その中に、3行目のところで「かつ、契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合について」は、随意契約であると言っているのですが、契約の性質もしくは目的が競争を許さない場合ということ自身が私、何回読んでもよくわからないので、競争を許さないから随意契約だと普通の文言では読めるのですが。ここで言っている公募型プロポーザルあるいは企画競争だって競争ではあるのです。ですから、いわゆる競争性のある随意契約と言っているのに、競争性のない場合に、競争性のある随意契約をやりましょうということは、何か論理矛盾をしているように受け取れました。これが第2点です。ここで区切りましょうか。

○宮本部会長 では今の点、お願いします。

○児玉参事官補佐 申し訳ありません。13ページ、御指摘をいただいた部分なのですが、そもそも随意契約が認められる場合というのは、契約の性質もしくはこの目的が競争を許さない場合なのだということが現行の会計法の建て付けになっておりますので、その中で、競争性のある随意契約と、確かに競争を許さないと言いながら競争性のあると言

っておるのですけれども、一応そういう一般競争ではない場合が随意契約になって、その随意契約の中で、現行法の中でまさに企画競争ですとか、公募型プロポーザル等々というのがなされているということでございますので、まさに法令の世界の中で企画競争や公募型プロポがなされる場合ということをご書かせていただいているというところでございます。

○N専門委員　そういう回答をいただきまして、ところができ上がった成文を見ると、やはりストレートに読むとなかなか分かりづらい。一つのやり方としては、契約の性質もしくは目的を許さない場合と会計法上書いてあるけれども、この枠組みなり解釈なりはこうであるけれどもという、何かそのあたりの注釈を記載していただいたほうが、個々の部分を読むときに、ぱっと会計法の何条第何項だとはなかなか読み取れないので、そのあたり、競争性のある随意契約を許すという立場で、どういう場合に許されるのだというガイドラインを与えるために、よりどころになる解釈を記載していただいたほうがいいと思います。

○児玉参事官補佐　はい。

○N専門委員　あと最後、もう一つなのですが、土地の賃貸借等というところで、19ページの(5)です。これの3行目なのですが、これは運営権者がその施設をテナントに供する場合のことを言っています、例えば先ほどH専門委員から御質問があったように、例えばターミナルビルだとか、空港施設であれば、むしろ当たり前テナントを入れるわけなのです。であれば、実施契約上、そういう建て付けにしまえば全然問題ないのではないですかという御質問をさせていただいたのですが、割とこの辺も明確でして、ここで書いてある実施契約とあわせて賃貸借契約をあらかじめ締結するということは、実施契約の中には入れてはいかんということなのか。別建ての契約をわざわざ作らなければならないと思っていられるのだらうと思うのですが、これはやはり変わらないということですか。

○宮本部会長　ではK専門委員、お願いします。

○K専門委員　今の点ですが、私もこの点について伺おうと思っていたので、N専門委員と重ねて伺うのですが、こうしますと、賃貸借契約は、自分で運営・使用するのであれば要らないということですね。要するに賃貸借契約など要らないで使用できる。それにたいしても転貸、要するにテナントを入れるということを前提にしている場合は、別途賃貸借契約を結ぶことになる。そうすると、本来は、賃貸借使用貸借ではないものが、テナントを入れるということになると、改めて実施契約と別に賃貸借契約を有償で結ばなければいけないということなのではないでしょうか。

○宮本部会長　ではお願いします。

○児玉参事官補佐　申し訳ありません。そこの部分は、運営権対価のところ、おそらくそういった話も含めて算出されているので、別途何か賃貸借料という形にする必要はないとは思っています。実施契約と併存という、ちょっと表現が適切かどうか定かではないのかもしれないですけれども、ただ契約を通して一本のものになるのかどうかというのは別

ですが、契約そのものとしては、実施契約といわゆる賃貸借契約が併存する形になるのではないかということになると考えます。実際、契約をどう書き下ろしていくのだという話になると、またちょっと話は別なのかもしれないですけども、法的に整理した場合、実施契約と賃貸借契約を併せたものになるのだということを書かせていただいていたので、別途加えて有償にしろということではないです。

○K専門委員 そうなると、賃貸借というか、使用貸借ということですか。

○H専門委員 いいですか。

○宮本部長 どうぞ。

○H専門委員 全体の運営権の中で、本当は含まれていると思うのですが、それも含めて先生方がおっしゃっているように、(4)から(5)のところは何か、論理必然的にそうなるように書いてあるのですけれども、必ずしもそうではない気がしまして、自分で使う場合には何も要らないけれども、多分第三者が使うために確認的に何らかの権限を入れるのだろうなどは想像しています。

それで、権限は使用許可とか、使用貸借とか、賃貸借とか当然いろいろあると思うのですが、賃貸借とした場合に有償になると、全体の中で運営権と考えたら、運営権費用というのは税務的に償却の対象になっていきますから、その中に入りますけれども、賃貸借と言ってしまうと、賃料は多分複数年での償却とその部分がならなかったりして、その税務的な扱いも変わってきてしまうかなと。ただ、使用貸借というのと、第三者に貸すのは賃貸借なのに、もともとの権限は使用貸借なので弱いという感じがあるがどう考慮するかと。だから、使用賃料と言ってしまうと、償却のところは気になってくるので、その点を考える必要があるかなと思います。

○宮本部長 ではこの点は、ちょっとまず事務局で詰めていただいて、もう一度関係の委員の方々にお問い合わせいただいて詰めていただきたいと思います。

どうぞ。

○K専門委員 確かに、何かないと転賃の権原がないと考えられていて、何らかの権原を作りたいということは、やや技巧的ですが、わかります。賃貸借ですとどうしてもお金を、そこ自身に何か発生させないといけないと思うのですが、そこをどう工夫できるかですね。

○児玉参事官補佐 考えとしては正におっしゃるとおりで、権原がなければいけないというところがまずありました。しかし、当然、その運営事業の一環となりますので、評価というのは、運営権対価の中で評価をして、別途その賃貸借料とは、どうしても分けたければもちろんそれは止めるものではないですけども、そこは運営権のほうでくくった形で整理しております。また、賃貸借部分の評価というのも運営事業の一環なので、正に運営事業の運営権対価の評価の中で、運営権対価として定まると整理をしていたところです。

○宮本部長 どうですか。

○K専門委員 運営権の中に、テナントに貸すというものが入る仕組みが法制度的に難しいですか。本当はそのほうがよいのです。

○宮本部会長 J 専門委員。

○J 専門委員 たしか前は、実施契約の中で貸す権限があると書けば、2つつくらなくても済むような御回答だった気がするのですが、そうでもないのですか。

○児玉参事官補佐 申し訳ありません。前回の答え方が誤解を招くような言い方であったかもしれませんが、契約そのものとしては、全体として1つだとして、実施契約部分というのと、おそらく賃貸借部分というのがあって、ただ評価としては、運営事業の一環となりますので、対価とか、そういう中で全部含んだ形で算定をすればいいのではないかと考えるというところでございます。

○宮本部会長 ではここはもう一回詰めていただいて、関係の専門委員の方々と御相談して確定するという形にしましょう。

それ以外のところはどうでしょうか。

○O 専門委員 まず13ページなのですけれども、先ほどN 専門委員のほうから御指摘のありました(2)のところなのですが、ここで随契にするか、競争入札にするかというところを論じているところなのですけれども、その理由が1行目のところで要求水準とかを特定することが困難な場合に、これでどちらかにしましょうとしているのですけれども、非常に我々自治体の感覚からすると、それはちょっと何かおかしいな、感覚的にずれているなという気がするのです。

そういう方法が今回本当に採用できるのかということと、もし考えるのであれば、どちらでもそれはできるようにすべきではないかというのが私の一つの感想として意見させていただきます。

もう一点が上の1番のところなのですけれども、ここで3行目に、「この際、市場調査(マーケットサウンディング)を実施し、その結果を踏まえることも有益な方法」だということを書いているのですけれども、要求水準書をつくるという場合にマーケットサウンディングするというのは通常やるのですけれども、選定方法を選ぶときに、それについて企業に聞くというのは特段しないことが多いです。ここも何か違和感があります。あわせて15ページ目のほうで、「競争的対話方式」のことが書かれていて、詳しくはプロセスのほうでもちょっと御意見したいとは思っているのですが、留意事項の(1)のところ、先ほどと同じ管理者においてあらかじめ要求水準や手法を特定することができない場合において、競争的対話方式を活用するとあるのですが、これも普通の担当者の感覚では、要求水準書というのは、きちんと管理者のほうで準備すべき。大変作るの難しいのですけれども、それは非常に頑張ってマーケットサウンディングしたり、アドバイザーの方の意見を聞いたり、実際に運営している方の意見を聞きながら一生懸命作っていくというのがベースにあるのですけれども、初めから特定できないというのを書いているというのも、書きぶりなのかもしれませんが、この箇所については違和感があるところだと思います。

あと、本当に対話の中でやるにしても、結構ボリュームがあるものですから、実務的に

難しい気もしますし、クオリティーも余りいいものがないのではないかなという心配も感じました。

以上です。

○宮本部会長 ありがとうございます。関連して。

I 専門委員、お願いします。

○I 専門委員 今のところに関しては、前回の総合部会の後に、私も個人的に御意見を申し上げたのですけれども、そのときの事務局さんの御説明としては、やはり随意契約をとれるようにしたいというところを非常に重視しているとお伺いをしたところでは。

ただ、私は全く今のO 専門委員と同感でして、要求水準書が作れないというのは、現実にはやはり考えにくいと思っていて、私の感覚では要求水準書をいろいろは、やはりたたき台としては作るのだけれども、それを柔軟に入札のプロセスの中で書き換えていきたいということが本質なのだろうなと思っていますので、要求水準を特定するのが困難という、やはり誤解を与えるのではないかなと思っています、そこは少し正確な表現にしていきたいと個人的には考えております。是非もう一度御検討いただければと思います。

あと、それに関連して、(1)～(3)、13～15ページの全体像というのが、やはり分かりにくいと思っていて、どんなときに競争的対話を提案していて、どんなときに技術提案制度で、どんなときが通常の総合評価一般競でいくのかというところが、何かフローチャートというか、判断基準というか、そういったものがあると非常に分かりやすくなるのではないかなと思います。

○宮本部会長 関連ですか。ではB 委員。

○B 委員 私も関連して、先ほどのO 専門委員、I 専門委員がおっしゃったとおりのことなのではけれども、これはやはり管理者だけでは精緻なものは作りにくくて、それでやはり民間提案を引き出したいという意図だと思うのです。民間提案をしていただきたいという意図で、それで競争性のある随意契約の形というのをとることが、非常に事業スキームとしては、選定としては、非常に効果的ですよというニュアンスで私は捉えているのです。

そうすると、やはり13ページの書きぶりとかだと、そういった論理性というのでしょうか。こういう方法がこの場合には適切でかつ効果的に運用が可能になると考えられる、といったことが読み手に伝わらない感じがして、いろいろな条件が書いてあって、この場合には、競争性のある随意契約によるということが考えられるという書きぶりなので、競争性のある随契のメリットが活かされるという、この案件の場合、活かされるということで、ここでは適切だと考えられ、それができない場合には、やはり総合評価一般競争入札を活用するという建て付けがやはり見えたほうがよろしいと思います。

先ほどのI 専門委員がおっしゃったように、ここの15ページまでの間のメリット、これをやることのポイントというのがもうちょっとクリアに読み手に伝わるように整理してい

ただくことが必要かと思えます。

○宮本部会長　そういう御意見が出ましたので、13から15に関して補足説明と論点を明確にさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○國松企画官　ここの部分はいろいろと先生方から御意見いただいております、書きぶりについてもこちらで検討させていただいたところですが、従来のやり方、基本的には一般競争入札であるというのがまず来ております、そこで、今回、新たに競争的対話方式というのを明確に記載し、今までなかったものを今後広めていこうということで記載したところをございまして、そこを一般競争でどういった場合に競争ができるのかというのは明確に区別するというのはなかなか難しいところもありまして、そこは管理者側の判断でやっていただければいいところかなと考えておるところでございます。

　　どんなときに競争的対話で、どんなときに技術提案制度というのはなかなか個別の事業、内容にもよりますので、こういう場合、こういう場合というものの一般論的に決めるというのも実際上難しいと思っております。

　　それから、要求水準書をつくるのが困難、できないという表現ですけれども、これも通常、今までのやり方であれば、要求水準書もつくってその範囲でまず実施方針をつくらせて、その質問、回答とかやりとりで、若干内容を変えたりすることというのはあるかと思うのですけれども、今後のやり方では、そこをもっと変わる提案でも受け付けられるようにという趣旨で、最初の段階ではかちっと固まったものがない、大幅な変更を前提とした要求水準書ということで、特定することが困難といった表現にしているところがございます。

○宮本部会長　その表現はちょっと混乱するので、要求水準書を作るのは作るのですね。もちろん、作って、対話の中でバージョンアップしていくという表現に一见、読めないため、そこら辺の書き振りだけは直してくださいということだと思っております。

○児玉参事官補佐　正に要求水準書の部分で、今までだったらとにかく全て管理者の側でということ、B委員からも御指摘いただきましたけれども、正にその部分で民間事業者の知恵といったものをもっと生かしていきたいというのがそもそもの出発点ではございますので、書き方等は工夫をさせていただければと思えます。

　　それからあと、マーケットサウンディングのお話をいただいたのですけれども、これはもちろんいろいろなタイミングでやるものがあると思うのですけれども、例えば実施方針を作る前とかでも、どういうものを作っていけばいいのだということで、いろいろと対話をするということも当然あり得るのではないのかと考えます。もちろん実施方針とか、そういったものを打った後にやるというのは、今までもされているところですし、例えば対話をするとかということもあるのですけれども、本当にいろいろなステージに応じ、いろいろなサウンディングなり、対話なりをしていけばということで書かせていただいたところがございます。

○B委員　多分、感覚的には、今まで競争入札というものだという原則的な考え方がある

と思うのです。

ここで、やはり民間のノウハウといいますか、民間提案を受け入れるといった形での重要性というのを、やはり明確に位置付けていただくというか、明確に書いていただくほうが、自治体などのほうでも分かりやすい。だから、つまり企画提案というものの随契という形というもののメリットというのがそこにありますよということを書いていただくのが、やはりよいのではないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

では13～15のところをもう少し表現を補足していただくという形で、それ以外にいかがでしょうか。

では○専門委員、お願いします。

○○専門委員 すみません。27ページのモニタリングの部分なのですが、こちらのポイントで挙げられているのは、既存のモニタリングに関するガイドラインに加えて、追加で何かありませんかというところだと思うのですが、今回は運営がメインになって、独立採算みたいな形になってきたときに、通常のPFIと大きく変わってくるのがクオリティをどうキープしていくかというところだと思うのです。

通常であれば、要求水準書があって、モニタリングがあって、支払いがあって、このトライアングルがうまくかみ合っただけでクオリティを担保できるということだと思うのですが、今回、独立採算になると支払いがなくなるのです。そうすると、クオリティを担保する手段がなくなってしまうのですが、そこを例えばこの一番下の2行目から、「違約金の徴収等」と書いていますけれども、ここで要求水準書と結びつけるとか、そういった工夫が出てくると思うのですが、できたらそういう工夫みたいなものが必要であるというのはいずれ追加していただきたいと思います。

○宮本部会長 よろしいでしょうか。

○児玉参事官補佐 正に支払いをやめるというペナルティーがないので、(3)で加えさせていただいたところなのですが、工夫をさせていただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

このモニタリングの中で、以前モニタリングのガイドラインにも入れていただいたのですが、施設の維持管理の話です。施設を預かるわけなので、維持管理のことは重要だということも一言触れていただいたほうが良いと思います。

そろそろ時間に来ておりますが、いかがでございましょうか。

ではJ専門委員、お願いします。

○J専門委員 26ページの「指定管理者との関係」の2の(5)です。議会の議決は省略することはできるのだけれども、指定管理者の指定では議決があると。これで議会が反対すると、うまく移転ができなくなってしまうということがリスクとしてあるのですが、そこはその一体として扱われることからそごはないと考えられると書いてあるのですが、一体として扱われるべきことから、一体として扱わなければいけないのだというのを

う少し前面に出していただければと思います。

一体として扱われることから、移転のほうが承諾されたら、もう指定管理者のほうの新たな指定も必ずやっていただけるように、もうちょっと一体性を強調していただければと思います。

○宮本部会長 ではここは文章の修正ということでよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では最後ということでお願ひします。

○I 専門委員 根本的な疑問になってしまって恐縮なのですが、前回の基本的な考え方という形から、4月二十何日かに、この形でガイドライン案ということで出てきたと理解しているのですが、ガイドラインはこういう形でいいのだろうかということを思いまして。つまりこれはポイントと留意事項という書き方をしているのですけれども、個別に見ていくと、留意事項の中にさらに留意事項が書いてあったりとか、書類としての形が余りに他のガイドラインと違い過ぎないかというところが気になりました。

こういった形で、ガイドラインというものが一回出ると、基本的にはこの骨格を前提として、これからいろいろ改定をしていくことになると思うのですが、非常に御努力いただいて、短期間の中でまとめていただきたらうとはもちろん思っておるのですけれども、この形がこのまま固定化されて、他のガイドラインを見ても、やはり最初に作った形をベースにどんどんブラッシュアップをしているので、どうなのかなとちょっと思わざるを得ませんでした。

それで、もし検討の余地があれば、例えば、今回は公共施設等運営事業に関するQ&Aとか、まさしくQ&Aだと思うのです。ポイントというところが全て疑問形の形で書かれていて、留意事項はその回答という形になっていると思うので、何とか公共施設等運営事業をどう考えていくかという柱とか哲学とか、やはりそういうものをもう少し議論しないと、骨格、目次が作れないのではないのかなという気がしたのですが、問題提起になってしまって恐縮なのですが、その辺はどう考えていらっしゃるのか、もし御意見があればお願ひいたします。

○児玉参事官補佐 今までのガイドラインを見ていると、やはり事例を待って作り上げていくということが多かったかと思うのですけれども、今、正に新しい制度を作ったというところでありますので、運営権をどう考えられるのかというところをまず世の中に出して、その事例の蓄積を待って変えていくという形にしないと、事例を待ってガイドライン、これも鶏か卵かみたいな話ですけれども、まずは今の段階で分っている論点とそれについてどういう考えでやっていくのか、あるいは簡単なフロー等も付けておりますけれども、ということを出すということが重要なのではないかと思っております。それで、PFI事業を実施するときの指針というものが、今までの整理では全てガイドラインとなっておりますので、そういった、まずは新しい制度ができて、それを実際に使ってもらうためには、世の中がどういう運営権の中で、何が論点になって、どう解決すべきなのかというのを示さな

ければいけないというところで、こういった書き方で出させていただいていると。やはりその指針として位置付けられるのは、ガイドラインであると考えておまして、これはまさにキックオフの土台として、今後、いろいろと検討を、当然事例の蓄積等々もあって、また大いにリバイスというのをやっていかなければならないだろうと考えているところです。

○宮本部長 前回の総合部会の最後に申し上げたのですが、前のガイドラインをつくるときは、もう少し検討の回数も多くて、それこそこの議論が全部レコードに残って、先ほどN専門委員が言われたこともレコードに残ったわけなのですけれども、今回は、いきなりこれが出てきたというのは、確かにそういうことだとは思いますが、御懸念も確かだと思っておりますが、今、児玉参事官補佐のほうからお話がありましたとおり、前の場合は事例があってから作っていったところがあるのです。今回は事例がないなかで、逆に言えば、ガイドラインがないから動かないというところもないとは言えないところもあると思っております。

ですから、今回のガイドラインはある意味では第一版という形で考える。こういう形ではもし不都合があるのだったら、第二版では全面改定といったことも当然視野に入れてということで、今回はこれをガイドラインとして、この部会としてはお認めいただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○I専門委員 すごくつまらない話をして恐縮なのですが、例えばどのページでもいいのですけれども、12ページを見ると、「実施方針策定時の留意事項」で「2.留意事項」というのがあったり、留意事項というのはどう使っているのかなと、非常にそういうところからして気になってしまったので、何かそこをもう少し整えていただけないかなと思っております。

○宮本部長 今、御指摘のところは、表現と中身を含めて補足していただければありがたいと思っております。

それでは、一応こういう形で運営権のほうの議論を終わらせたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、次にプロセスのガイドラインがございます。これにつきまして、御説明をお願いしたいと思います。

今、C委員が来られましたので、部会として成立しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○児玉参事官補佐 引き続き説明をさせていただきます。

○宮本部長 すみません。ちょっと確認です。G委員が退席されるのですけれども、G委員にはあとの議論は御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(G委員了承)

では、G委員からは御一任いただいたということで、5人いると同じような扱いという形で進め、必要に応じて持ち回り審議を考えていただきたいと思います。お願いします。

○児玉参事官補佐 恐縮でございます。それでは説明をさせていただきます。

資料2の「ガイドライン案（概要）」と資料5-2、新旧になってしまうのですけれども、プロセスガイドラインの新旧対照表というものをを用いて説明をさせていただきます。

まず資料2を御覧になっていただけますでしょうか。「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（案）」という部分でございます。これは大きく分けて、2本の柱から今回、大きな改正があると思っております。1つは、先ほど運営権のところでも話が出てまいりましたけれども、まさに民間事業者からの提案というものをどう位置付けていくのだという点。平成23年法改正で民間提案制度というものを設けたわけでございますけれども、これに限らず、提案というのが非常に重要なのだということをプロセスの中できちんと位置付けております。もう一つは、先ほど後ほど御説明すると申し上げましたけれども、どういう事業プロセス、選定プロセスがあるのだというところ、を競争的対話方式の採用も含めて、競争性のある随意契約ということを全面的に打ち出させていただいております。

もう一つは、選定の一環でございますけれども、あるいは提案とも密接に関連いたしますけれども、提案いただいたことをどのように評価していくのかというところをプロセスガイドラインの中に位置付けさせていただいたという点でございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。

まずは民間事業者の提案の取扱いでございます。PFI法で、VFM等々を出した上で民間提案をした場合、応答義務を課するという制度を23年法改正で設けたわけでございますけれども、提案というのは、民間提案制度に基づくものに限られないのだということです。いろいろな自由な提案、今まで出てきたいわゆる発案が否定されるものではないのだということ、まず位置付けております。

資料5-2になりますけれども、ここで申し上げますと、4ページにかつて「民間事業者からの発案」という項目があったのですけれども、この中に民間提案と法の提案制度に基づかない発案について、改めて整理し直しております。

5ページ右上のところを御覧になっていただけますでしょうか。

ここでPFI法に基づかない任意の発案というものについても、民間提案制度に基づく提案と同様に、積極的に対応すべきと記載しております。民間の提案というのが非常に重要なのだということをここでははっきりと位置づけております。

他方で、民間提案制度に基づく提案なのか、そうでないのか、どうなのだというところは当然出てくるでしょうから、これについては管理者と提案者の間であらかじめ確認しておいくべきということも併せて記載しております。

さらに、民間提案の重要性ということで、例えばでございますけれども、いわゆる公的不動産の有効活用の観点からも、その提案制度や民間の発案により、民間の創意工夫を活用することが、管理者、民間事業者双方にとって有益なのだということをここできちんと書かせていただいております。

それから、民間提案制度に基づく提案を受けるときに、応答義務は課されているのですけれども、きちんと窓口の明確化ですとか、庁内体制を整備しておく必要があるというこ

とも、5の(1)の①で掲げております。

それに併せて、今後、事業として実施できる可能性があるものの一覧、ショートリスト、ロングリストといったものは、公表するということが民間提案制度の活用には有益なのではないかなと考えております。

それに加えて、④の部分でございますけれども、公共施設等の建設等に関する計画など、提案に必要となると思われる情報については、ホームページ等で広く公開することも民間提案の促進のためには効果的だと記載しております。これは公開することも効果的だということで、当然、行政の側の負担等も考えて、義務付けるというわけでは当然ございませんけれども、こういったことも一つ有益な手段ではあるということをごに書かせていただいているところでございます。

概要に戻っていただきまして、次に「民間事業者の募集、評価・選定」ということでございます。今まで、いわゆる株式会社形態を採用するというのがガイドラインの中に書いておいたのですけれども、これが例えば運営事業を実施していくに当たって、必ずしも株式会社だけではない、何か法人格というものを活用するということが当然考えられるわけでございますので、しっかりと事業が実施できるのだということをご担保する必要があるということをご前提に、プロセスガイドライン、5-2の21ページでございますけれども、ここで法人、株式会社を作ることが考えられてもいいということが既存のガイドラインの中に書いてあったわけでございますけれども、その下の側に株式会社以外の法人格を活用した事業スキームを採用して、選定事業を実施するということが考えられるということをはっきり位置づけて、株式会社ではないからだめだということはないようにしていただいております。当然、その事業がきちんと遂行されなければいけないので、その事業スキームの準拠法などに基づいて実施が可能なのだとか、事業実施能力が持続的に担保される事業スキームである必要があるのだということをご併せて条件として課しているところでございます。

次に、先ほど運営権ガイドラインの中でも出てまいりました企画競争、公募型プロポーザル等競争性のある随意契約の活用が考えられるのだと。そうでない競争性のある随意契約が活用される必要が認められない場合は、総合評価一般競争入札によるのだということをご原則にしております。このあたりの話が既に運営権のところでご指摘いただきましたので、表現を修正する必要はあるのでございますけれども、22ページからまず競争性のある随意契約、基本的な考え方を書かせていただいて、その次に23ページあたりからでございますけれども、競争的対話方式の活用、採用について掲げさせていただいて、その後25ページ以降で総合評価一般競争入札というものについて、整理をさせていただきました。

総合評価一般競争入札の中に、平成18年各省申合せで、質問、回答をもって対話と申していたわけでございますけれども、その後も総合評価の話でございますので、改めてガイドラインの中に位置付け直しました。

加えて、これも23年法改正で設けられた技術提案制度、これも総合評価一般競争入札方

式が前提となっておりますので、総合評価一般競争入札方式の中に位置付けをさせていただいたところがございます。

戻っていただきまして、22ページ、「競争性のある随意契約」のところでございます。ちょっとその書き方等は、また考えなければいけないのですけれども、管理者等では事業目的やニーズを満たすことのできる手法等々を特定することは困難な場合で、この目的が競争を許さない場合という、ここの表現も検討させていただきますけれども、企画競争、公募型プロポーザルと競争性のある随意契約によることが考えられるということをごここではっきりと記載しております。

その後、留意事項ということで、競争性のある随意契約を採用するに当たっての留意事項をいろいろと掲げさせていただきます。専門アドバイザーや外部有識者の活用が考えられる、あるいは随意契約でございますので、次点応募者との交渉も視野に入れた事業者選定を行うことが考えられる。あとは客観的な評価基準ですとか、中立かつ公正な審査を確保することが必要なのだということを書いてございます。

競争的対話方式につきましても、ここの要件の書き方というのは、また検討させていただきますけれども、競争的対話方式の活用は、対話に基づいて要求水準書等をお互いの知恵を出し合いながら作成をしていくのだということでございますので、要求水準書がきちんと整った段階で提案の提出要請を行うと記載しております。このフェーズにおいては、対話参加者の絞り込みということも考えられるということで、多段階選抜的な考え方もここにしているところがございます。

こちらについては時間も限られておりますので、詳細な説明は省略させていただきますけれども、一番最後のページとその一つ前のページに、競争性のある随意契約、競争的対話方式を活用する場合のプロセス。最後のページで総合評価一般競争入札方式ということで、こちらにもフロー図を書かせていただいて、その順を追って、どういうプロセスでやるのだというのは見える形、例えば3者程度に絞り込むのはこのタイミングでやるのだとか、提案書の提出をさせるのだとか、あるいは優先交渉権者、次点交渉権者を選定して、最後に決めていくのだということをご整理を文言とともにさせていただいているところがございます。

それで、民間提案であった知的財産等々の保護というのは、あるいは提案をどう評価していくのだということでございますけれども、例えば34ページを御覧になっていただきたいのですけれども、民間提案が実施方針の策定に寄与した程度を勘案して、加点評価を行うということが考えられるのではないかと。加点評価以外のものを排除するわけではないのですけれども、では実際にどうやって評価するのだということで、加点評価というものを挙げさせていただいております。

それから、何が評価されるかということですが、ここで知的財産と記載させていただいております。これはいわゆる知的財産権ではなくて、知的財産でございますので、ガイドラインの9ページにも書いてございますけれども、事業活動にとって有用な情報は、

評価の対象となるということで、まずここで広めに把握しておるところですけれども、前回、総合部会で御指摘いただきまして、これはあくまでも原則であって、知的財産に該当しないものについて、個別の事業に応じて評価対象とすることも考えられるのだということにつきましても、33ページに書いてございます。

申し訳ありません。説明が短くなってしまいましたけれども、民間提案の重要性、民間事業者選定のプロセス、提案に基づく評価をどうするのかということを経験等々も踏まえて、プロセスガイドラインの中で位置づけさせていただきましてということでございます。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。先ほど指摘したところは修正していただくという前提で御議論いただければと思います。

時間が押しておりますけれども、15分ぐらいで、35分までぐらいをめどに議論できればと思いますが、いかがでしょうか。

では○専門委員、お願いします。

○○専門委員 競争的対話というところなのですけれども、先に自治体側のほうが審査のときに対話をどう使いたいかという視点で先にお話しをすると、有識者委員会が審査をして、そこで「もうちょっとこうしたほうがいいね。」とか、「あとこれを追加したらいいのに。」という意見を審査講評という形でまとめて最後に出すのです。しかし、結局それはあまり守られないのです。自治体としては競争的対話というものを仕組みの中に入れてしまって、提案している段階でもうちょっとこういうことをやってほしいねとか、こちら辺の書き方が不十分だねといったものを、行政との直接のやりとりの中で、それを相手のほうにお伝えして、それを提案書の中に組み込んでもらって提案してもらおう。こうしたものが一番いいやり方なのです。ですので、今、対話の中にいろいろな書き方はされているのですけれども、自治体としてはそういう提案をする段階で、不十分なもの、不明確なものを提案書に組み込むということが出来る仕組みにしてもらいたいというのを一つ御意見としてお伝えしたいと思います。

○宮本部会長 今回の御意見は、この使い方ということで、一文入れるというイメージですか。それとも具体的にこのプロセスの中の記述としては、その趣旨に合っているのではないかと思います。

○○専門委員 競争的対話は、私、いろいろな方と話をするのでございますけれども、結構人によって考え方が違うのです。私はどちらかというと、提案書が出てきたものを、どうこれをうまく収れんさせていくかというところに重きを置いて考えているのですけれども、今、事務局で出されているものは、どちらかというと要求水準書を作り込むとか、そういったところに力点を置かれて作られているように感じるのです。そういった意味で言うと、根本的に考え方が違うかなというところがあります。

○宮本部会長 いや、基本的には同じかと私は理解しているのです。だから最終的な契約

に至るまでの内容をそこで詰めるわけだから、それを要求水準と言っているのかどうかという違いだけかなと思います。基本的には、まず最初の提案があった後に、それこそ自治体のほうからの要望を入れながら、最後に金額は幾らになるのかというところまでを含めて出してくるというEU型の競争的対話なのかと思うのですが、違いますでしょうか。

〇〇専門委員 私、今、フロー図を見ているのですけれども、競争性のある随意契約のフローを見ているところなのですから、下から5つ目のところに「提案書の提出」というのがあって、それから「提案書の審査」、そこから交渉権者の決定、その後、提案の内容、金額の調整、その後「契約」ということになっているのですけれども、実際、「提案内容、契約金額の調整」というところで、それができるのであれば同じだと思います。

〇宮本部会長 いかがですか。事務局。

〇児玉参事官補佐 まず、提案書の提出を要請する前に、絞り込んだ者で、きちんと意思疎通をして、まずブラッシュアップをするというのが当然の前提で、その部分でお互い何か方向が違っていくことをまずなくした上で、さらにその提案書を出してもらって、優先交渉権者を決めて、そこでまた更に合うか合わないかというのをずっと議論してもらって、それでも合わなければ、ここに掲げさせていただいているように、次点交渉権者に交渉が移るということになりますので、その部分は行政の側と候補者の間で十分な会話が文字どおりなされて、ブラッシュアップされていくのかなと思っております。

〇宮本部会長 H専門委員、お願いします。

〇H専門委員 O専門委員から言われている次のページの技術提案制度の活用のほうだと、下の黒いところ、「提案の改善（対話）」というところがありまして、これはあくまでも一般競争入札の中での手続というか、それを前提としたものだと思うのですけれども、私も、今、競争的対話方式のほうでも、まずは当然3者程度に絞り込む中でいろいろとお話しをして、対話終了宣言というものが必要なかどうかよくわからないのですけれども、また提案書を提出した段階で、例えば3者程度に絞り込んだ後でも、その中でまた提案書を改善するというプロセスをおそらくO専門委員はおっしゃっている気がして、それは別に多分競争的対話という随契なので、それ自体は適正な手続が必要なのだろうとは思いますが、その段階で提案書をリバイスしていただいて、最終的に優先交渉権者を決めるということではできないかと思っているのです。

〇宮本部会長 はい。

〇國松企画官 特にここに書いていないからやってはいけないとかというのは考えておらず、場合によっては後ろにある技術提案の手続をこの間に入れても構わないと考えています。

ただ、実態上は対話をやっている間に「要求水準等作成のための対話」と書いていますけれども、その段階で要求水準に足りない部分があれば、そこで足りるようにしてもらおうということに対話の中でやっていけばいいと思いますので、O専門委員がおっしゃった発注者側のリクエストというのも対話の中でやっていけばいいと考えています。改めて提案

の提出後にそういうものをやらないといけないということは、ケースとしては少ないと考え、ここでは省略しております。

○宮本部会長 ではI 専門委員、お願いします。

○I 専門委員 幾つかあると思うのですが、実際に私も自治体のアドバイザーをやっているときに、まさしく審査委員会の場でいろいろな御要望が出て、それを民間企業さんにお伝えした上で、条件付特定のような、場合によってはそういうことがあるのですけれども、おそらくその場合は、フローの5ページの一番下から2番目にある「提案内容、契約金額の調整」といったときに、提案内容の調整だけが実際には出ていて、それが追加コストが生じることがあっても、契約金額の調整が事実上できないということから、ほとんど履行されないというのが実態なのではないのかなとちょっと感じております。

したがって、それがわかっているのも、委員のほうも余り強く、提案で出てきて、この金額で、提案内容と金額とセットで事業者は出してくれているので、提案内容だけプラスアルファをして金額を変えずに選定するというのは基本的には難しいから努力目標だという立場で委員の方もおそらく話をしていると思いますし、行政側もおそらくそういう感覚で企業に要望をして、今の計画の中でうまく調整してやってくださいということになっているのだと思っているのですけれども、違いますか。

○宮本部会長 それはだから、今の総合評価一般競争の枠の中でしょう。

○I 専門委員 そうですね。

○宮本部会長 その中では、その枠を保たなかったら逆にまずいですよね。

○I 専門委員 そうですね。

○宮本部会長 ここは競争的対話の話をしているからちょっと違うと思うのです。

○I 専門委員 ただ、競争的対話方式といったときに、先ほどのO 専門委員の意見にもあったとおり、定義がちゃんとされているのですか。例えば内閣府さんの資料の中で。

○宮本部会長 だから、競争的対話を内閣府といいますか、初めてこの中に入ったというところに意味があると私は理解しています。今まで言葉としては幾つか出てきたかもわかりませんが、こういう形で出てきたのを私は知らないもので、これが初めてだと理解はしております。

○I 専門委員 その申告せとか、過去出てきたものは、多分、一般競争入札の中でどこまでできるかというのを競争的対話に倣った方式ということでおそらく説明しているのですけれども、それと混乱したりしないかなとは思ったりしたのです。

だから、いわゆる欧州型の競争的対話方式をここでは競争性のある随意契約として想定をしていて、その場合こういうこともできるとか、そういうことをもっと書いていただいたほうがいいのかと思います。

○宮本部会長 その趣旨で書かれているのではないかと思うのですが。

○児玉参事官補佐 一応、25ページのクのところ、この申し合わせというのは、一般競争入札を前提としているのですということを書かせていただいていることと、あと28ペー

ジ以降で正に申し合わせに書かれていた内容については、記述をさせていただくという形を通して、そこは申合せのものここに掲げている競争的対話方式というのは違うとさせていただいているところではございます。

○宮本部長 やはりここは混乱しないような形をどこかでまた解説か何かでつけていただくことですね。

それ以外、内容としていかがでしょうか。

従来はなかなか導入できなかったものを積極的に導入したらいかがでしょうかとも読み取れますが。

あとよろしいでしょうか。

それでは、もう一つありますので、もしあれば、最後に残った時間でということで、次に契約のガイドラインの案をお願いいたします。

○児玉参事官補佐 引き続き、資料2と今度は契約ガイドライン、資料6-2を使って御説明をさせていただきます。

契約に関するガイドラインは、株式の流動化のことについて主に書かせていただいております。株式の流動化は基本的に進めるべきだというのが基本的にある思想でございます。契約ガイドラインの6-2でございますけれども、140ページあたりからずっとその株式の譲渡について記載させていただいております。まず140ページで今までのPFI事業と比べて、今後はその事業の多様化、大規模化というものが見込まれる中で、公共サービスの維持というのが当然の前提ではありますけれども、株式責任と経営責任を異なるものが担うなどの責任の分担というものは有益であると考えられるということで、基本的な考えをここではっきりと書かせていただき、141ページでございますけれども、当然、コンソーシアムの提案内容だとか、構成企業あるいは受託・請負会社なのですけれども、履行能力が評価されて、落札者となったわけですから、当該コンソーシアムが設立したSPCが履行能力を有するものとして選定事業者とされるということを鑑みると、当然、選定事業者が事業者選定の前提とされた履行能力と同等の履行能力を有するということを担保する必要というのは当然あるということは、これは今までもそうですし、これからも変わらないと思いますが、その手段が必ずしも期間中株を保持しなければならないということだけに絞る必要はないのではないかというのが基本的な発想でございます。

例えば、施設の建設を伴うような事業において、例えば建設会社みたいな会社が入ってきた場合に、建設が終了して、一定期間がたった後に、その建設会社がずっと株式を持っている必要があるのかというと、それは必ずしもそういうことではないということで、当該建設会社の株式は譲渡することが可能だと事業契約に明記するということは考えられるのではないかとということでございます。

当然、個別の事業によっていろいろ変わってくるので、こういう場合はこうですと、なかなか定型的に書くのは難しいのですけれども、そういった意味で、管理者等の判断というのが極めて重要になってくるのかなと思っておりますけれども、株式譲渡に条件を付す

ときは、どういった考えで株式譲渡に関する方針を立てるのかとか、あるいは譲渡可能な期間とか、認めない期間とかあるいは譲渡を認める株式の割合とか、あるいは事業によってはその譲渡先に係る条件を付す必要があるかもしれないと。そういったことについて、あらかじめ実施方針だとか、募集要項とか、そういったところにきちんと必要に応じ、各段階に応じて明記をする必要があるのだろうと考えております。

他方で、履行能力を維持させるということで、株式譲渡のある意味、今まで制限がなされたということを考えると、例えば無議決権株式については、譲渡について特段の手続を不要とする、あるいは事後の届け出とするとか、条件を付さないということも考えられるのではないかなと思っております。

142ページの下のほうでございますけれども、管理者等は施設の利用者や事業者等の関係者の利益に配慮して、株式の譲渡が行われるように配慮をするのだというところを書いてございます。

株式譲渡による資金面でのPFIの担い手の拡大、インフラ市場の活性化に配慮しつつと株式流動化を認める趣旨でございますけれども、こういったことに配慮しつつも、管理者等は要求水準を明確に設定するとか、モニタリングを強化するという、あるいは先ほどキャピタルゲインの話が若干ございましたけれども、適切な利益收受等にきちんと留意をして、そうは言っても、管理者等が公共施設等でありますから、そこはきちんとマネジメントをしていただきたいということも他方で掲げているところです。

それから、今までよく株式譲渡の制約だとして捉えられるところの多かった別紙、基本協定の部分でございます。

170ページでございますけれども、既存のガイドラインでは、いわゆる2分の1以上または3分の2以上というものを書いた上で、この①また②のどちらかの条件を事業契約終了時で維持することなど、コンソーシアム構成企業に義務づけることなどによって、コンソーシアム構成企業が選定事業者たる株式会社の経営の支配権を維持するように規定するという規定が設けられていたのですけれども、この規定をもって結構株式譲渡は認めないという論拠として使われていたのが多かったのが現状かと理解しております。

これはあくまでも例示であって、絶対こうしなければならないというのはどこにも書いておらなかったのですけれども、これはあくまでも一つの考え方であるということをもう少し踏み込んで位置付けをさせていただきました。170ページの部分で、まず冒頭に例えばというところを書かせていただいている上で、株式譲渡の条件の有無やその詳細については、事業ごとに定められるのだと、杓子定規に決めないはならないと記載しております。当然、例示以上に譲渡の条件を緩和することを否定するものではありません。株式責任と運営責任とを異なる者が担うことが有益である場合には、そういう場合もあり得るということをよく考えて、条件というのを設定すべきいということもここでも改めて書かせていただいています。

その上のほうに、資料6-2でも書かせていただいて、株式譲渡の制約の必要性は事業内

容、事業段階によって異なるのだということで、その譲渡の条件の有無等々についても、そのコンソーシアム構成企業がそれぞれの事業の段階で果たすべき役割に応じて、適切な事業実施を図る上で必要最小限なものとするべきと記載しております。かつ予見可能性を高めるといふことで、実施方針、入札説明書等で可能な範囲で明記をしてほしいということを書かせていただきました。

それ以外にも、最後172ページの部分でございますけれども、選定事業者の委託・請負業務を行うものは、必ずしも事業期間を一律に、コンソーシアム構成企業及び受託・請負会社である必要はないのだという点も記載しております。それらと同様の能力を有する者であればいいと判断される場合もあり得るのだというところでございます。例えば、選定事業の委託・請負業務もコンソーシアムの構成企業に限らなくても、それと同等の能力を有する者であるということが担保されるのであればいいという場合もあるのではないかとこのことをここで書かせていただきましたということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして、いかがでございましょうか。

H専門委員、お願いします。

○H専門委員 事務局に質問なのですけれども、最初に議論した公共施設の運営権のガイドラインと契約に関するガイドライン、先ほどプロセスのものもありましたけれども、プロセスのほうのガイドラインの改定は結構新しいものが入りましたので、大分全面的に入れていただいたということで読みやすいというか、今後いいかなと思ったのです。

契約ガイドラインは、平成15年にできてから、まだ改定されていないのですか。

○児玉参事官補佐 はい。

○H専門委員 今回、今、正に御説明があったように、株式譲渡の流動性のところを中心にこの中にもそのガイドライン、契約のガイドライン第3章という形で入れていただいたのですけれども、私もそれはそれで詳細に書いていただいているのかと思うのですが、公共施設等運営権のことを書いているので、人が読むと8ページに確かに今後の進捗をもってさらにリバイスするというのが確かに入れていただいていたと思うのですが、どう選択してここに入れたのかなというところが、今一つはっきりしないという感触を持ちました。例えば運営権のところも契約の解除とか、契約終了時の事務とか、不可抗力とか、要は解除のときの先ほどの補償の話とか、結構重要なところがあるのですけれども、それは運営権のガイドラインのところ、项目的には下りているけれども、契約のガイドラインのほうには反映されていないと。多分まだ今後契約の蓄積を待つということだと思っておりますけれども、その辺がちょっとアンバランスかなという感じがしまして、今後はどんどんガイドラインを修正していくのかなという気はしているのですけれども、そのところは、株式譲渡のところだけを先行してここに入れたという趣旨についてちょっとお聞きしたいのです。

○宮本部会長 お願いします。

○児玉参事官補佐 すみません。正におっしゃるとおりで、これで契約ガイドライン改定がもう全部終わったとは考えておりません。これから例えば、政府としても、収益施設と一緒に作るものを推進していこうとかという方向性が、例えば、昨年11月30日の重点的取り組み分野みたいなところにも出てきているのですけれども、必ずしもそこに対応していない部分も契約ガイドラインの中にはいろいろあって、そういったところもやっていかなければいけないというのも御指摘のとおりと理解しております。ただ、株式の流動化のところは、これは実は平成22年あたりからずっと御指摘を受けていたところ、中間的取りまとめ等にも書かれていたかと思えます。積み残しがずるずると行ってしまったという部分があって、まずはここの宿題を整理させていただきたかったということです。当然その運営事業の中で株式というものも出てくるのですけれども、そこは併記する形でさせて記載させていただきました。逆に言うと、運営事業にとどまらない株式流動化というものをここできちんと考える必要があったのかなということで、契約のガイドラインの改定という形を取らせていただきましたというのが、今の基本的な発想でございます。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○H専門委員 方針はいいと思うのですけれども、この中の書き方で、それ以外にも、PFI事業の分類、95ページとか、幾つか運営権を前提とした書き方のところも入っているので、若干読みにくいかなという感じはします、

これは条文ごとにといいますか、もう少しまとめたほうがいいのかというのが正直なところで、今のおっしゃっている御趣旨はよくわかるのですけれども、地方公共団体などが見たときに、これでいいのかと疑問に思ってもらわないように、先ほどのこの契約ガイドラインの案、こちら側のコンセッションのガイドラインのところは反映されていないから、反映されていないのでいいかと逆に思ってもらいたくないというところが趣旨ではございます。

○宮本部会長 それに関連して、N専門委員。

○N専門委員 今のお話に全く同感でして、まだコンセッションというか、運営権方式はまだ始まっていませんけれども、今までのサービス購入型を中心とするPFI事業とは相当性格が違うのではないのかなと。それを契約という形に落とすときに、契約の中身についても、今までのサービス購入型と相当違ってくるところが多々あるのではないのかなと思えます。

ですから、今後の整理の仕方としては、サービス購入型だとか、そのほかのPFIと共通事項は共通事項としても、運営権ならではというところは逆にそれぞれのカテゴリーはそのまま生かすとしても、運営権についての契約のプロセスについてはこういうことを原則としましょう、あるいは留意しましょうとか、そういうくり方でまとめてしまったほうが実務に役に立つのではないのかなという気がします。

○宮本部会長 どうでしょうか。

○児玉参事官補佐 すみません。運営権のガイドラインの中にも、例えば株式の話で申し上げますと、31ページのところで運営権のときの株式の考え方はどうするのだというところで主だった留意事項については、こちらで書かせていただいた上で契約ガイドラインも踏まえるべきと書かせていただいて、その運営権ガイドラインを見れば、運営権についてはこれを見てやってくださいということには、事務局の勝手な思いではあるのですけれども、整理をさせていただいたのかなとは思ってはいたところなのでございます。

○宮本部会長 株式のことを書く意味はあるので、今回はその改定が中心ですが、今、B委員とN専門委員から御指摘の点も非常に重要な点だと思います。ですから、そういう方向で検討していくとかということ、これを公開するときに附帯説明か何かで出すというのはいかがですか。でないと、それを全部書き直すまではこの改定はできなくて、株式が入ってこないというのも時期的に余り望ましくないと思います。だからその解釈として、出し方として、そういう出し方をしていくということではいかがでしょうか。

そういう方向で、今回はこれで1回出すということにして、鋭意次の形で改定を目指すということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮本部会長 ありがとうございます。

では、その前提のもとで、このガイドラインについて、他に御意見ございますでしょうか。

これだけではなくて、3つのガイドライン案全部にわたっても結構でございます。

I 専門委員、お願いします。

○I 専門委員 先ほど気がついたので御質問なのですが、プロセスに関するガイドライン、資料5-2で、今、見ているのですけれども、民間提案に対する評価の際の加点に関しまして、資料5-2の9ページの一番上のところ、④で「当該情報を公表しないと実施方針が策定できない場合は、当該情報を含む提案を行った民間事業者の了承を得た上で公表を行う。この場合においては、併せて、事業者選定の際に当該者に対して一定の評価を行うことを検討する」ということで、これも加点評価のことを言っているのだろうなと思います。

一方、同じ資料の33ページのところに、「民間提案に対する評価」ということ。13番と14番が書いてあるのですね。一瞬13番を拝見したときに、民間提案が実施方針の策定に寄与した程度を勘案し、当該提案に対して加点評価を行うなどあるのですが、これは結局④と同じことを(14)も加えて言っているわけですね。だから、これは基本的には知的財産で、その人がその人の提案がないと実施方針が策定できないと認めたものに対して原則として加点評価としてということを書いたわけです。そうすると、何となく13番と14番を一緒にしたほうがわかりやすいかもしれないですね。一瞬表現が違うのかなと思いました。

○宮本部会長 ありがとうございます。

そういう形で文章の修正をお願いいたします。

それ以外はいかがでございますか。

2時間で3つのガイドラインという、かなりハードな検討でございますが。

先ほどのキャピタルゲインの制約のところを解釈はできるかもしれませんが、ちょっと読みにくいところがあるかもわかりませんから、ちょっと表現を考えていただいてもいいかと思えます。

それ以外、いかがでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

それでは、きょう3つのガイドラインの案を御議論いただきました。

最初の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（案）」に関しては幾つか御指摘いただきましたので、その方向で修正をしていただくということになります。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（案）」につきましても、関連で文章の表現を修正していただくということをお願いしたいと思えます。

「契約に関するガイドライン（案）」では、個々の項目では御指摘はなかったのですが、これの公表の仕方という形で位置づけについて、誤解のないように出していただくことをお考えいただくということで進めていきたいと思えます。

修正前につきましても、関係の専門委員の方々に事務局のほうから、また御照会が行くと思えますのでよろしくをお願いしたいと思えます。

その後、最終的な取りまとめは、私と事務局ということでもまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは予定よりちょっと早いのですが、よろしいでしょうか。何か御発言ありましたら。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。

次回の日程ですけれども、5月29日水曜日に民間資金等活用事業推進委員会を開催し、本日御議論いただいたガイドライン（案）について、委員会として取りまとめさせていただきたいと考えています。

場所等、詳細につきましては、事務局のほうから皆様に御連絡させていただきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。